

7 熊本県公報

第11895号 平成 22 年 4 月 2 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示		
○保安林の指定施訓	雲件の変更に関する予定・・・・・・・・・・・・(森林保全課)	2
○保安林の指定施訓	要件の変更に関する予定・・・・・・・・・・(森林保全課) 要件の変更に関する予定・・・・・・・・・(〃)	2
○障害者自立支援》	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・(障害者支援総室)	2
○障害者自立支援沒	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・("")	3
○障害者自立支援沒	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・(3
○障害者自立支援》	;に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・("")	3
○障害者自立支援沒		4
○障害者自立支援?	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・("")	4
○障害者自立支援沒	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・(4
○障害者自立支援?) He is a He is the state of th	4
○障害者自立支援?	and the contract of the track of the contract	5
○障害者自立支援沒		5
○障害者自立支援?	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・("")	5
○隨害者自立支援》	:に基づく事業者の指定・・・・・・・・・・・(6
○障害者自立支援?		6
○保安林の指定の	2除の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課)	6
○指定居宅サービ	事業者の指定・・・・・・・・・・・・・・・ (高齢者支援総室)	6
○ 指 完 介 灌 予 は サ 、	. ビュ車業老の指定	6
○保安林の指定施	要件の変更に関する予定・・・・・・・・・・・・・・ (森林保全課)	7
○道路の区域変更	(道路保全課)	7
○道路の供用開始・		8
○生活保護法及び「	国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	_
	三接に関する法律においてその例によるもの	
	- No. 1	8
	でによる指定介護機関の指定・・・・・・・・・・ (" ") 1	
○生活保護法及び	国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	1
帰国後の自立の	三接に関する法律においてその例によるもの	
	(主法の規定による指定介護機関の廃止・・・・・・・(") 1	1
〇生活保護法及75	国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住	1
	三接に関する法律においてその例によるもの	
ルされた生活保証	[法の規定による指定介護機関の変更・・・・・・・(〃) 1	2
- C C N C 工 旧	四分观人による旧人月暖似风外交叉 (") 1	_
○都市計画法によ	開発行為工事完了公告 · · · · · · · · · · · · · · (建築課) 1	4
〇 松 齿 扠 古 卦 両 下 =	・ 道の亦更(松声町浊字)(契古計画調) 1	
○ 国土調本 は里の	Table Ta	
○国土調本成果の第	、証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(
○国工嗣且成不り。	、	
○ 未有的 座の元却○ 土地改良区役員()就任	
	、 6 随 賁 契 約 (1) 租 土 万 (1) 沖 定 ・・・・・・・・・・・・・・・・ (榀 終 課)	
	- Callada 大利の相子がの代と - Callada Callada (これのでは、1984年) 1 - Callada (これのでは	
○公共側里の於丁		7
○対去計画法によ	·····································	
○部川司四伝により	開発行為工事元 公百・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築珠)	
○部川司四伝により		
○御川司四伝により		
○伊中計画伝により	,開発行為工事完了公告・・・・・・・・・・・・・・(〃) 1 :	0
○ 休女 怀 切 拍 止 施 き	要件の変更に関する予定通知のあて所不分 知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課) 1	0
明有に除るヨ談↓	自知の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課) 1 1方公共団体の認証業務に関する法律に基づ	Ŏ
		0
	[····································	9
● 登 載 依 東	()	0
○直接註去の連門	: : 準数······(選挙管理委員会) 1 : 準数······(
○旦ぼ胡氷の埋者を	5. 牛 数 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9

○平成21年4月7日熊本県告示第345号(振動規制法に基 づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく

特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごと

- (環境保全課)
- ○平成20年3月31日熊本県病院局管理規程第10号(熊本

県病院局文書規程) 中·············(病院局総務経営課) 20

告 示

熊本県告示第373号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規 定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの で、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町(次の図に示す部分に限る。) 1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。 多良木町(次の図に示す部分に限る。)
- 多良不町(次の図に示す部分に限る。) イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第374号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規 定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの で、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島

- 保安林の所在場所熊本県球磨郡多良木町(国有林。次の図に示す部分に限る。 球磨郡多良木町(次の図に示す部分に限る。
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採方法
 - 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

多良木町(次の図に示す部分に限る。)

- 次の森林については、主伐は、択伐による。 イ
 - 多良木町(次の図に示す部分に限る。
- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 工 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に据え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第375号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

能卡用加市

址

 $\stackrel{\leftarrow}{=}$

#17

 \rightarrow

		無 半 岁	下邓 尹 佣 园	1119 大
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			

荒尾市社会福祉事業	社会福祉法人 荒	平成22年	4310300142	児童デイサ
団 児童デイサービ	尾市社会福祉事業	4月1日		ービス
ス「ピッコロ」	団			
荒尾市荒尾字平原3	荒尾市大字増永2			
4 6 7 - 1 4	4 5 2 番地 2			
	藤崎 龍美			

熊本県告示第376号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本県	具知事 蒲 島	_
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
生活支援センターき	社会福祉法人きら	平成22年	4310400223	居宅介護
らきら	きら	4月1日		重度訪問介
玉名市六田8番地1	玉名市岱明町野口			護
	字塚原666番			行動援護
	西山 敏雄			

熊本県告示第377号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本児	見知事 蒲 島	_
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
生活支援センターき	社会福祉法人きら	平成22年	4310400223	児童デイサ
らきら	きら	4月1日		ービス
玉名市築地765番	玉名市岱明町野口			
地 1	字塚原666番			
	西山 敏雄			

熊本県告示第378号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本児	具知事 蒲 島	
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
生活支援センターき	社会福祉法人きら	平成22年	4310400223	生活介護
らきら	きら	4月1日		就労移行支
玉名市六田8番地1	玉名市岱明町野口			援
	字塚原666番			就労継続支
	西山 敏雄			援B型

熊本県告示第379号

でいる。 で言者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害 福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成21年4月2日

		熊本県	具知事 蒲 島	_
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
生活支援センターき	社会福祉法人きら	平成22年	4320400247	共同生活援
らきら グループホ	きら	4月1日		助
ーム・ケアホーム事	玉名市岱明町野口			共同生活介
業所	字塚原666番			護
玉名市六田8番地1	西山 敏雄			

熊本県告示第380号

一覧書者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本県	具知事 蒲 島	_
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
菊水さくら寮	社会福祉法人 博	平成22年	4321130066	共同生活援
玉名郡和水町下津原	心会	4月1日		助
3 9 5 1 番地	玉名郡和水町下津			共同生活介
	原3951番地			護
	渡邉 悟朗			

熊本県告示第381号

できる自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本県	具知事 蒲 島	郁 夫
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
さくらワークセンタ	社会福祉法人 博	平成22年	4311130076	就労継続支
<u></u>	心会	4月1日		援B型
玉名郡和水町下津原	玉名郡和水町下津			
3 9 5 5 番地 1	原3951番地			
	渡邉 悟朗			

熊本県告示第382号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本県	艮知事 浦 島	
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
児童デイサービス事	特定非営利活動法	平成22年	4313000285	児童デイサ

業所 ステップバイ	人 ステップバイ	4月1日	ービス	
ステップ	ステップ			
天草市中央新町14	天草市中央新町1			
番 1 1 号	3番12号			
	堤田 照一			

熊本県告示第383号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本県	具知事 蒲 島	
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
グループホーム ダ	特定非営利活動法	平成22年	4323000382	共同生活援
ゴバ	人 ステップバイ	4月1日		助
天草市栄町14-2	ステップ			
4	天草市中央新町1			
	3番12号			
	堤田 照一			

熊本県告示第384号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本児	具知事 蒲 島	_
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
通所施設「なかま」	社会福祉法人 臼	平成22年	4311110102	就労継続支
玉名郡南関町大字上	間会	4月1日		援A型
坂下785-4	玉名郡南関町大字			
	上坂下790番地			
	石川 四男美			

熊本県告示第385号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

		熊本児	見知事 蒲 島	<u> </u>
事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
特定非営利活動法人	特定非営利活動法	平成22年	4310100914	就労継続支
みらい	人みらい	3月25日		援A型
熊本市松尾町上松尾	熊本市松尾町上松			
18番1	尾18番1			
	西﨑 幸二			

熊本県告示第386号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により指定相談 支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所	事業者の名称、主	指定年月日	事業所番号	サービスの
在地	たる事務所の所在			種類
	地及び代表者の氏			
	名			
たまな地域生活支援	社会福祉法人きら	平成22年	4330400237	相談支援
センター	きら	4月1日		
玉名市六田8番地1	玉名市岱明町野口			
	字塚原666番			
	西山 敏雄			

熊本県告示第387号

で書者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 事業所の名称及び所 指定年月日 事業所番号 サービスの 事業者の名称、主 在地 種類 たる事務所の所在 地及び代表者の氏 そよかぜ福祉作業所 特定非営利活動法 平成22年 4311440152 就労継続支 上益城郡益城町福富 人ボランティア仲 4月1日 援B型 7 7 2 間九州ラーメン党 上益城郡益城町福 富 7 7 2 濱田 龍郎

熊本県告示第388号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を解除予定保安林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成22年4月2日

> 熊本県知事 蒲 島 郁

- 解除予定保安林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字小川内593番3 (次 の図に示す部分に限る。) 保安林として指定された目的、土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第389号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サー ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス プラトー水俣	株式会社H&A	平成22年3月23日
水俣市百間町二丁目4番22号		

熊本県告示第390号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第53条第1項本文の規定により指定介護予防 サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス プラトー水俣	株式会社H&A	平成22年3月23日
水俣市百間町二丁目4番22号		

熊本県告示第391号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規 定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたの で、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 島郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県菊池市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 菊池市(次の図に示す部分に限る。)

 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年4月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において 一般の縦覧に供する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

	ロ は 4. 赤 亩 よ 7 日 明		뉴 므	7.1	/#: / .
路線名	区域を変更する区間	前	幅 員	延 長	備考
		後	(メートル)	(メートル)	
田迎木原	上益城郡嘉島町大字犬渕字中		23.9		旧道移
線	須		\sim	221.1	管
	103番地先から		57.4		
	同町大字犬渕字八反田				
	152番3地先まで	前			
	上益城郡嘉島町大字下仲間字		4.3		
	堂園		\sim	2, 153.	
	1083番1地先から		55.0	2	
	同町大字犬渕字八反田				
	152番3地先まで				
	上益城郡嘉島町大字犬渕字中		23.9		
	須	後	\sim	221.1	
	103番地先から		57.4		
	同町大字犬渕字八反田				
	152番3地先まで				
宮地岳本	天草市楠浦町字塔ノ河内		4.3		道路法
度線	8012番3地先から		\sim	142.7	第 2 4
	同市楠浦町字黒木尾	前	19.9		条工事
	8015番1地先まで		10.5		(仮設
			\sim	125.1	道路の
			10.5		撤去)
	日迎木原 泉	日迎木原 上益城郡嘉島町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬番3地先まで 上益城郡嘉島町大字で間字 堂園 1083番1地先 上益城郡高野大字、地田 152番3地先まで 上益城郡嘉島町大字犬渕字中 須 103番地たまで 上益城郡嘉島町大字大渕字中 須 103番地先東大戸田 152番3地先東 103番地先東大戸田 152番3地先東大戸田 152番3地先東 高町大字犬渕宮中 第012番3地先まで 天草市楠浦町字黒木尾	世子 田迎木原 上益城郡嘉島町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬選字八反田 152番3地先まで 上益城郡嘉島町大字下仲間字 堂園 1083番1地先的 同町大字犬渕字内 152番3地先まで 上益城郡嘉島町大字犬渕字中 須 103番地先の 上益城郡京島町大字大渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 103番地先から 同町大字犬渕字中 須 104番3地先まで 105 105 105 105 105 105 105 105	接 接 接 接 接	接

	後	4. 3 ∼	142.7	
		19.9	112	

区域を変更する期日 平成22年4月2日

熊本県告示第393号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路

の供用を開始する。 その関係図面は、平成22年4月2日から60日間、熊本県土木部道路保全課において 一般の縦覧に供する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

- Z-PI - II-	79() PH // PH // P			
道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延 長	備考
			(メートル)	
主要地方道	荒尾長洲線	玉名郡長洲町大字高浜字宮ノ脇	40.0	地基創
		11番1地先から		交安
		同所		(歩道
		11番2地先まで		整備)

供用を開始する期日 平成22年4月2日

熊本県告示第394号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第1 4条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等 の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてそ の例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
太寿園訪問介護事業所	株式会社 光進会介護	平成22年3月9
菊池郡大津町室1710番地3	菊池郡大津町室1710番地3	日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
大塚医院	医療法人杏叢会	平成22年11月
八代市日奈久東町263番地	八代市日奈久東町263番地	1日
訪問看護ステーション 福進	株式会社 福進	平成22年1月2
宇城市松橋町松山3567番地	宇土市宮庄町183番地1	1日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
大塚医院	医療法人杏叢会	平成22年11月
八代市日奈久東町263番地	八代市日奈久東町263番地	1日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス 彩り 天草市亀場町食場689番地	株式会社 なじみ 天草市亀場町食場237番地9	平成22年2月4 日
デイサービスセンター 花水木 合志市御代志1873番地33	特定非営利活動法人 花水木福 社会	平成22年3月5 日

	合志市御代志1873番地33	
まごころ デイサービス 玉名郡長洲町宮野1298番地 17	有限会社 一光工業 荒尾市菰屋1837番地2	平成22年1月1 5日
げんきやまデイサービス 鹿本郡植木町伊知坊886番地 1	株式会社 ひとついのち 鹿本郡植木町伊知坊886番地 1	平成22年1月1 0日
太寿園デイサービス 菊池郡大津町室1710番地3	株式会社 光進会介護 菊池郡大津町室1710番地3	平成22年3月9 日
五木村社協介護サービスセンタ ー 球磨郡五木村甲2672番地4 1	社会福祉法人 五木村社会福祉 協議会 球磨郡五木村甲2672番地4	平成22年2月3 日
(短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山田クリニック 短期入所療養 介護 荒尾市東屋形2丁目14番地9	医療法人 山田クリニック 荒尾市東屋形2丁目14番地9	平成22年2月1 2日
(福祉用具貸与)	L	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	株式会社 スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	平成22年3月1 日
株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	平成22年1月2 1日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
太寿園訪問介護事業所 菊池郡大津町室1710番地3	株式会社 光進会介護 菊池郡大津町室1710番地3	平成22年3月9 日
五木村社協介護サービスセンタ ー 球磨郡五木村甲2672番地4 1	社会福祉法人 五木村社会福祉 協議会 球磨郡五木村甲2672番地4	平成22年2月3日
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	医療法人杏叢会 八代市日奈久東町263番地	平成22年11月 1日
訪問看護ステーション 福進 宇城市松橋町松山3567番地	株式会社 福進 宇土市宮庄町183番地1	平成22年1月2 1日
(介護予防居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	医療法人杏叢会 八代市日奈久東町263番地	平成22年11月 1日
1		

(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス 彩り 天草市亀場町食場689番地	株式会社 なじみ 天草市亀場町食場237番地9	平成 2 2 年 2 月 4 日
デイサービスセンター 花水木 合志市御代志1873番地33	特定非営利活動法人 花水木福 祉会 合志市御代志1873番地33	平成22年3月5 日
まごころ デイサービス 玉名郡長洲町宮野1298番地 17	有限会社 一光工業 荒尾市菰屋1837番地2	平成22年1月1 5日
げんきやまデイサービス 鹿本郡植木町伊知坊886番地 1	株式会社 ひとついのち 鹿本郡植木町伊知坊886番地 1	平成22年1月1 0日
太寿園デイサービス 菊池郡大津町室1710番地3	株式会社 光進会介護 菊池郡大津町室1710番地3	平成22年3月9 日
ケアセンター そよかぜ 上益城郡山都町今500番地	社会福祉法人 山都町社会福祉 協議会 上益城郡山都町大平91番地	平成22年3月1 3日
吉尾デイサービスセンター 葦北郡芦北町吉尾197番地	社会福祉法人 千隆福祉会 章北郡芦北町吉尾197番地	平成22年1月2 5日
五木村社協介護サービスセンタ ー 球磨郡五木村甲2672番地4	社会福祉法人 五木村社会福祉協議会 球磨郡五木村甲2672番地4	平成22年2月3日
(介護予防短期入所療養介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
山田クリニック 短期入所療養 介護 荒尾市東屋形2丁目14番地9	医療法人 山田クリニック 荒尾市東屋形2丁目14番地9	平成22年2月1 2日
(介護予防福祉用具貸与)	,	
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	株式会社 スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	平成22年3月1日
株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	平成22年1月2 1日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	株式会社 スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	平成22年3月1日
株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	平成22年1月2 1日
1		

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	株式会社 スマイルワークス 菊池郡大津町大林716番地3	平成22年3月1 日
株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	株式会社 心優 球磨郡多良木町久米1215番 地	平成22年1月2 1日

(居宅介護支援事業)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所 しおかぜ 天草市楠浦町259番地	医療法人社団 福寿会 天草市楠浦町259番地	平成22年2月1 5日
さとがえりケアプランセンター 山鹿市鍋田2069番地1	有限会社 さとがえり 玉名郡和水町板楠198番地	平成22年1月1 日
ケアステーション ゆう 阿蘇市内牧1214番地32	合同会社 ゆう 阿蘇市西湯浦506番地	平成22年2月1 日
まごころ ケアプランサービス 玉名郡長洲町宮野1298番地 17	有限会社 一光工業 荒尾市菰屋1837番地2	平成22年1月1 5日
太寿園居宅介護支援センター 菊池郡大津町室1710番地3	株式会社 光進会介護 菊池郡大津町室1710番地3	平成22年3月9 日
五木村社協介護サービスセンタ ー 球磨郡五木村甲2672番地4 1	社会福祉法人 五木村社会福祉 協議会 球磨郡五木村甲2672番地4	平成22年2月3 日

熊本県告示第395号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園 6 6 4 番地 1	有限会社 ほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園664番地 1	平成22年2月2 3日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園664番地 1	有限会社 ほっとふぁみりい 上益城郡益城町宮園664番地 1	平成 2 2 年 2 月 2 3 日

熊本県告示第396号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機

関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	大塚 隆興 八代市日奈久東町263番地	平成21年10月 31日

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	大塚 隆興 八代市日奈久東町263番地	平成21年10月 31日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター陽向 の まぐち事業所 菊池市野間口380番地	アニス株式会社 八代市古城町2914番地1	平成22年3月3 1日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	大塚 隆興 八代市日奈久東町263番地	平成21年10月 31日

(介護予防居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
大塚医院 八代市日奈久東町263番地	大塚 隆興 八代市日奈久東町263番地	平成21年10月 31日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター陽向 の まぐち事業所 菊池市野間口380番地	アニス株式会社 八代市古城町2914番地1	平成22年3月3 1日

熊本県告示第397号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

 介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更	変更年月日	
	州 权	月暖饭闲月1红地	旧	新	友 丈 干 万 口
みさと	株式会社	下益城郡美里町	事業所の所在地		平成18年

	美里苑	阿部736番地1	下益城郡美 里町豊富4 133番地 3	下益城郡美 里町阿部7 36番地1	10月1日
(海武企業)		.1	-1		
(通所介護)	BB =0. +4.	↑ =# ₩ 88 = * + 16	変更哥	事項	亦五仁日日
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	ĺΗ	新	一変更年月日
ほっとふぁみ りい通所介護	有限会社ほっとふぁ	上益城郡益城町 宮園 6 6 4 番地	事業所の	名称 	平成20年 9月1日
事業所	みりい	1	ほっとふぁ みりい通所 介護事業所	保健福祉サ ービスほっ とふぁみり い	
(通所リハビリ	テーション)				
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事	項	亦田仁日口
汀 	用 议 伯	丌 碊 饿 闰 川 仁 叱	旧	新	変更年月日
介護老人保健 施設 リハビ	医療法人社 団 鞠輝会	菊池市大琳寺1 23番地	開設者	の名称	平成18年 8月23日
リセンターき くちの里			医療法人社 団 有朋会	医療法人社団 鞠輝会	
(短期入所療養	企業)	1			<u> </u>
		△## ₩ 88 55 ★ ₩	変更	————— 事項 ———	亦更仁日日
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	lΒ	新	変更年月日
介護老人保健 施設 リハビ	医療法人社 団 鞠輝会	菊池市大琳寺1 23番地	開設者	の名称	平成18年
リセンターき くちの里	F 1777 - 2		医療法人社団 有朋会	医療法人社団 鞠輝会	5 / 1 = .
(介護予防通所	介護)				
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更	事項	変更年月日
JI IIX IIX IXI AI TA	171 W. LI	THE TOURS TO THE FE	旧	新	久入 1 / 3 F
ほっとふぁみ りい通所介護	有限会社 ほっとふぁ	上益城郡益城町 宮園664番地	事業所の	名称 	平成20年9月1日
事業所	みりい	1	ほっとふぁ みりい通所 介護事業所	保健福祉サ ービスほっ とふぁみり い	

(介護老人保健施設)

<i>∧</i> =# +	松胆红红	明 凯 土	◇ 粪 ₩ 賏 示 ナ ₩	変更事	亦更左月日	
1	幾関名称	開設者	介護機関所在地	旧	新	変更年月日
	老人保健 リハビ	医療法人社	菊池市大琳寺1	開設者	の名称	平成18年
施設している。	/ターき	団 鞠輝会	23番地	医療法人社団 有朋会	医療法人社 団 鞠輝会	8月23日

(居宅介護支援)

介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事	項	亦更欠日日
			旧	新	変更年月日
ほっとふぁみ りい居宅介護	有限会社ほっとふぁ	上益城郡益城町 宮園664番地	事業所の	名称	平成20年 9月1日
支援事業所	みりい	日 図 O O 4 省 地 1	ほっとふぁ みりい居宅 介護支援事 業所	保健福祉サ ービスほっ とふぁみり い	9 7 1 7

公 告

熊本県公告第169号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字原水字南沖野5666番22及び5666番23 2,841.25平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 菊池市泗水町福本字中原1792番地

社会福祉法人福芳会

熊本県公告第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法 第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供 する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 都市計画の種類 1
- 城南都市計画下水道(城南公共下水道) 都市計画の図書の写しの縦覧場所 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第171号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により上天草市におけ る地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のと おり公告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

	T.							
┃調査を行った	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の	認	証	年	月	日
者の名称			名称					
上天草市	平成20年度から	大矢野町維和の一部	地籍図及	平成 2	2 年	3 月	1	9 日
	平成21年度まで		び地籍簿					

熊本県公告第172号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により八代市及び水上 村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定によ り次のとおり公告する。

平成22年4月2日

					熊	本県知事	蒲	島	郁	キ	ŧ	
調査を行った	調査を	行。	った時期	調査を行った地域	J	成果の	認	証	年	月		日
者の名称					4	名称						
八代市	平成 2	0 4	年度から	鏡町鏡村、有佐、下有	佐	地籍図及	平成	2 2	年 3	月 1	9	日
	平成 2	1 4	年度まで	の各一部	Ĭ	び地籍簿						
八代市	平成1	9 4	年度から	泉町仁田尾の一部								
	平成 2	1 4	年度まで									
球磨郡水上村	平成 2	0 4	年度から	大字湯山の一部								
	平成 2	1 4	年度まで									

熊本県公告第173号

県有財産を次のとおり売却する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

物件の表示

熊本市田崎一丁目

田崎陸橋撤去に伴う発生鋼材 76.0トン

入札場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 860-0821 熊本市本山二丁目9番51号

熊本県新幹線・熊本駅周辺整備事務所

電話 096-323-8200

入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。

- 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者 (1)
- 破産者で復権を得ない者 (2)
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に掲げ (3)る者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していない者
- 入札案内書交付期間及び場所
 - (1)交付期間

平成22年4月2日(金)から平成22年4月12日(月)までの日(県の休日 を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

(2)交付場所

2に記載のとおり

入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

- (1)提出方法
- 持参又は郵送による
- 提出期限 (2)
 - 平成22年4月12日(月) 午後5時(郵送の場合は提出期限までに必着)
- 提出先
 - 2に記載のとおり

入札期日

平成22年4月13日(火) 午前10時

入札保証金

入札に参加しようとする者は、購入希望金額の100分の5以上の金額を納付するも のとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証を した小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊 本県に帰属する。

- 入札に参加しようとする者は、5の入札参加申込書のほか、入札当日に次に掲げる書 類を提出しなければならない。
 - 個人の場合 印鑑証明書 (1)
 - (2)法人の場合 法人の印鑑証明書

- 代理人が参加する場合 (1) 又は(2) に掲げる書類及び委任状
- 開札期日

入札終了後即時

- 無効の入札
 - 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - 委任状を提出しない代理人のした入札 (2)
 - 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入 (3)札
 - (4)記名押印を欠く入札
 - (5)
 - 金額を訂正した入札誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札 (6)
 - (7) 明らかに連合によると認められる入札
 - (8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入
 - (9) 2以上の意思表示をした入札
 - 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札 (10)執行者が認めた場合の入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した入札
- 落札者の決定方法
 - 有効な入札書を提出した者で、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を (1)落札者とする。
 - 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに 相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金 額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び 地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった購 入希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ
- 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保 証をした小切手により行わなければならない。

- その他
 - (1)入札、契約手続等において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
 - 契約書作成の要否 (2)

- 契約締結期限 (3)
 - 平成22年4月20日(火)
- 売買代金納入期限 (4)
 - 契約締結後14日以内
- 鋼材の搬出期限 (5)
 - 契約書により指定する
- (6)

物件の数量を契約書に定めるとおり計量し、数量の変更があった場合、変更契約 締結等の手続を行うものとする

- 契約締結場所
 - 2に記載のとおり
- その他 (8)

本文及び入札案内書に特段の定めがない事項については、地方自治法(昭和22 年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)の規定に準ずる。

- 問い合わせ先 (9)
 - 2に記載のとおり
- その他詳細は、入札案内書による。 (10)

熊本県公告第174号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出が あったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公 告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	i 氏	名		住 j	
就任					
監事	荒川	和清	球磨	郡相良	村大字川辺3410番地

熊本県公告第175号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物 品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規 定により、次のとおり公告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 1
 - くまもと県税システム及び電子申告審査システム運用管理業務 一式 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

称 熊本県総務部税務課

- 所在地 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成22年3月18日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所

氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲3-3-3 所

- 随意契約に係る金額 5
 - 80,472,000円
- 契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約による理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定に よる。

熊本県公告第176号

県営花房北部地区 (第一工区) 土地改良事業 (区画整理) 施行に係る換地計画を定めた 、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議 申立てをすることができる。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧の期間 平成22年4月5日から 1 平成22年5月6日まで
 - 縦覧の場所 菊池市役所
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書 (1)
 - 各筆換地等明細書 (2)
 - (3)清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第177号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定により九州森林管理局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、 同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(航空レーザ測量)	平成22年2月4日から	球磨郡多良木町飯盛、猪ノ
	平成22年3月10日まで	岳及び槻木地域の国有林並
		びに同湯前町仁原及び折戸
		地域の国有林

熊本県公告第178号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定により熊本地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、 同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(地図混乱地域に	平成22年2月25日から	熊本市武蔵ヶ丘一丁目、
おける不動産登記法第14	平成22年3月15日まで	龍田弓削一丁目、同二丁
条第1項地図作成のための		目、龍田町弓削の一部の
基準点測量)		地域

熊本県公告第179号

本市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡嘉島町大字北甘木字笈ノ瀬2098番1、同2098番6、同2104番2 及び同2102番3 461.77平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡嘉島町大字北甘木2103番1 宮本 裕士

熊本県公告第180号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡嘉島町大字上島字北屋敷1621番地 721.38平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡嘉島町大字上島2761番地 満田 和浩

熊本県公告第181号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 合志市豊岡字拾三町2000番1911及び同2000番2166 2,234.94平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 合志市豊岡1900番地22 野福 博範

熊本県公告第182号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 上益城郡益城町大字小谷字戸次道1306番3、同1307番の一部、同1315番
- 1、同1315番2、同1316番1及び同1317番1の一部 4,650.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 上益城郡益城町大字小谷字戸次道1316番地1 有限会社コウヤマ

熊本県公告第183号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を南小国町役場に掲示する。

平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

所在の不分明な者の氏名 石橋 照美、橋本 剛太郎、鎗水 一好、波多野 金人、佐藤 塞馬、北里 方四郎藤 武夫、佐藤 計早義、河津 勤、村上 圓藏、渡邉 一郎、三苫 浩二、河村 利 方四郎、 藤鶴松、河津 勇喜、梅木 春夫、石松 喜一郎、河津 友一、城塚 荒一、猪熊、河津 徳雄、河津 徳雄、鞭馬 昇、鞭馬 昇、河津 嘉久馬、古閑 モ

- 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ
 - 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年3月9 日付け熊本県告示第247号による。

熊本県公告第184号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成15年熊本 県条例第70号。以下「条例」という。) に基づき、次のとおり手数料の額を承認したの で公告する。 平成22年4月2日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

電子証明書発行手数料

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの期間の手数料 条例第2条第1項に規定する電子証明書の発行手数料 1件当たり500円 ただし、次の場合においては、発行手数料を無料とする。

- 住民基本台帳法に定める「軽微な修正」に伴い、電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なることについて、住民から発行申請があった場合における再
- 担当者(市町村窓口及び財団法人自治体衛星通信機構)の操作誤り等による失効が あった場合における再発行
- 住民基本台帳の記載事項に誤りがあったまま発行した後、当該誤りを修正したこと により第12条失効があった場合における再発行
- 越県合併の場合における再発行
- 電子証明書の記録事項が利用者の住民票の記載事項と異なる場合における再発行
- 市町村職員が受付窓口端末を用いて都道府県認証局と導通確認を行う場合において 当該職員が既に電子証明書の発行を受けているときの再発行 (1)
 - 当該職員が電子証明書の発行を受けていないときの発行
- 2) 自該職員が電子証明書の先刊を支わていないことの先刊 何らかの理由により、誤発行が判明した場合における再発行 その他、利用者の責に帰すことができない事由による失効の場合における再発行 県知事の秘密鍵の漏えい等があった場合における再発行

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第5項の規定に 基づくその総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第8 6条第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第8条第2項の規定に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成22年4月2日

熊本県選挙管理委員会

委員長 柴 田 憲 保

その総数の50分の1 29,830 その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて その総数の50分の1 得た数とを合算して得た数 3 1 5, 2 4 4

熊本県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3 分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗 じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりで ある。

平成22年4月2日

熊本県選挙管理委員会 委員長 柴 田 憲 保

選挙区名

熊本市選挙区 155,437 八代市·八代郡選挙区 40,560 人吉市選挙区 9,811 荒尾市選挙区 15,541 水俣市選挙区 7, 739 玉名市選挙区 19,264 天草市・天草郡選挙区 28,170 山鹿市選挙区 15, 8 3 0 菊池市選挙区 14, 0 8 7 宇土市選挙区 10, 2 6 2 8, 上天草市選挙区 9 7 3 17, 宇城市選挙区 阿蘇市選挙区 8, 061 合志市選挙区 14,302 1 1, 1 7 4 1 2, 6 4 7 下益城郡選挙区 玉名郡選挙区 鹿本郡選挙区 8, 3 2 6 17, 菊池郡選挙区 3 8 7 阿蘇郡選挙区 11, 3 6 8 上益城郡選挙区 2 4, 8 4 5 葦北郡選挙区 2 1 8 球磨郡選挙区 16,804

正誤

平成21年4月7日熊本県告示第345号(振動規制法に基づく住民の生活環境を保全する地域の指定及び同法に基づく特定工場等において発生する振動の時間及び区域の区分ごとの規制基準)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 1	1 7	昭和55年	平成 5 5 年

平成20年3月31日熊本県病院局管理規程第10号(熊本県病院局文書規程)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7 7	1 0	電子決裁	電子決済